

# 財団とその活動の紹介

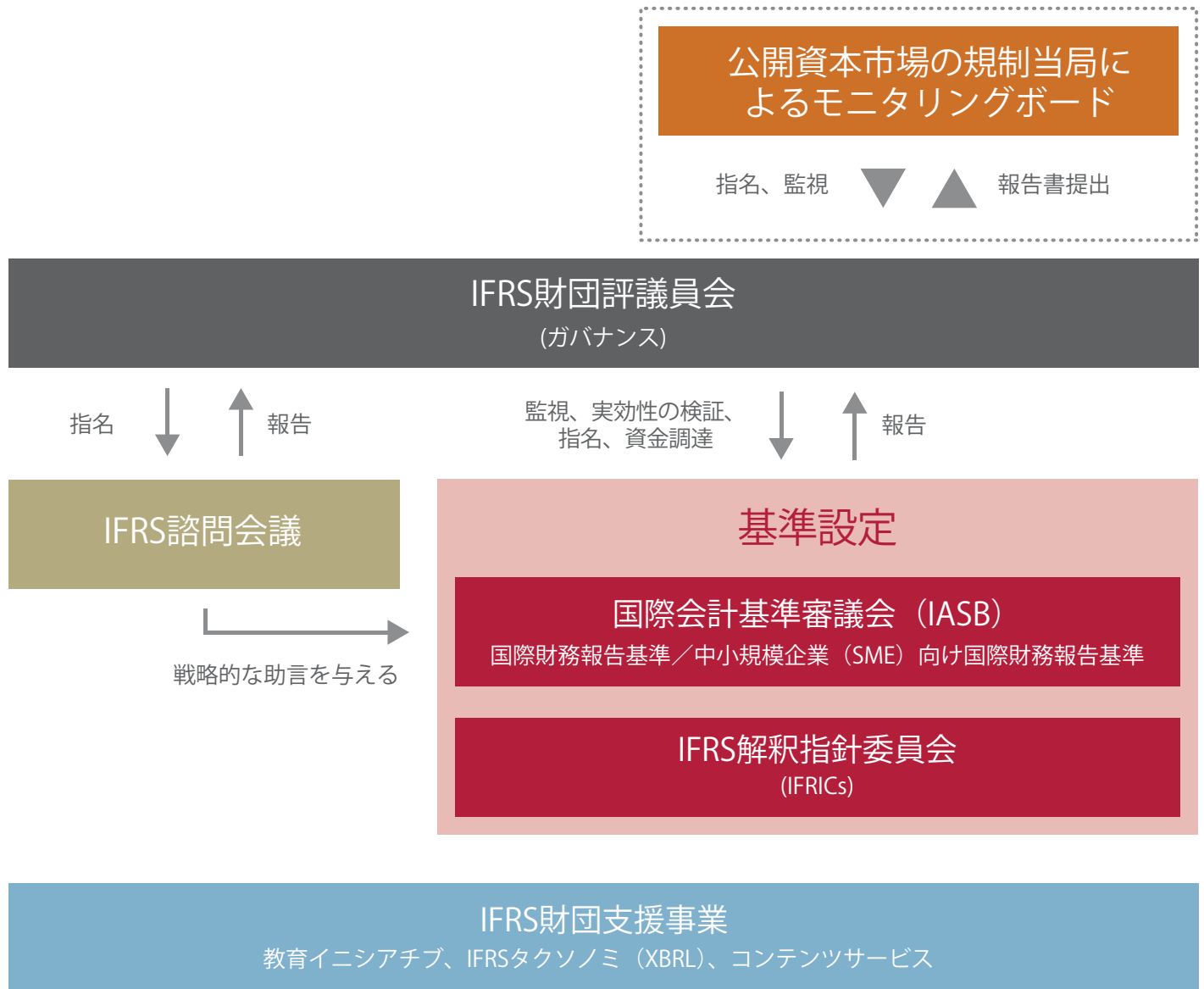
## 財団の目的

明確に規定された原則の下で、高品質で、理解可能、かつ法による執行可能な国際的に認められた報告基準の単一のセットを開発すること

## 財団はどのようにこれを実行するか？

- 公開資本市場の規制当局で構成されるモニタリングボードへの公的な説明責任を有し、地理的及び職業的な多様性を有する評議員会に監視されている、独立した基準設定審議会
- 外部のIFRS Advisory Council(IFRS諮問会議)が支援し、IFRS Interpretations Committee(IFRS解釈指針委員会)は実務で生じる多様性に対して指針を提供
- 徹底した、開かれた、参加型の、透明性のあるデュー・プロセス
- 全てのプロセスにおける投資家、規制当局、ビジネスリーダー及びグローバルな会計専門家の関与
- 世界各国の基準設定主体との協調

## 財団の組織



## IFRS 財団 評議員

藤沼 亜起 副議長  
元日本公認会計士協会会長、日本

ロバート グラウバー 副議長  
NASD Regulation 元会長及びCEO  
(最高経営責任者)、元財務次官、米国

### アフリカ

ジェフバン ロイヤン  
Uranus Investment Holdings CEO  
(最高経営責任者)  
IOSCO(証券監督者国際機構)元副議長、南アフリカ  
財務サービス審議会元CEO(最高経営責任者)  
南アフリカ

### アジア/オセアニア

マービン チェン  
KPMG香港元会長、香港特別行政区、中華人民共和国

ダック・クー チャン  
元産業資源部長官  
大韓民国

ジェフリー ルーシー  
オーストラリア財務報告会議議長、オーストラリア証  
券投資委員会元委員長  
オーストラリア

TV モハンダス パイ  
Infosys Technologies Limited取締役、Infosys BPO  
Limited会長、インド

島崎 憲明  
住友商事株式会社特別顧問、元代表取締役  
副社長執行役員、日本

刘 仲黎  
中国注册会计师協会会長、元中華人民共和国財政部  
部長、中華人民共和国

### ヨーロッパ

クレメンス ベルジッヒ  
ドイツ銀行監査役会会長、ドイツ

ブライアン ニコルソン  
元財務報告会議議長、英国

イヴータイバルト ドゥ シルグイ  
VINCIの取締役会長、元欧州委員会メンバー、フラ  
ンス

ディック スルミエ  
APGグループ CEO、オランダ

アントニオ ソイド  
Bolsas y Mercados Españoles (BME)の取締役会議長  
及びCEO、スペイン

### 北米

サミュエル ディビアザ  
PricewaterhouseCoopers元CEO  
(最高経営責任者)、米国

スコット エバンス  
Asset Management, TIAA-CREF(米教職員保険  
年金連合会・大学退職株式基金)上級副社長及び  
TIAA-CREF Investment Management LLC最高経営  
責任者、米国

ハーベイ ゴールドシュミッド  
コロンビア大学法学部Dwight講座教授、米国証券取  
引委員会元委員、米国

デイビッド サイドウェル  
UBS及びファニーメイ ディレクター、モルガンスタ  
ンレー元CFO(最高財務責任者)、米国

ポール テリエ  
Bombardier and CN元社長及びCEO(最高経営責任  
者)、元枢密院書記官及び内閣官房長官、Rio Tinto  
plc及び Rio Tinto Ltd.ディレクター、McCain Foods  
ディレクター及びGlobal Container Terminals (GCT)  
会長、カナダ

### 南米

ペドロ マラン  
Unibanco元取締役会議長、元財務大臣及び中央銀  
行総裁、ブラジル

## 国際会計基準審議会

ハンス フーガーホースト、議長  
オランダの金融市場当局(AFM)の前議長、  
オランダ

イアン マッキントッシュ、副議長  
英国 会計基準審議会前議長、ニュージ  
ーランド

スティーブン クーパー  
UBS 元マネージングディレクター、バリュエーション  
及び会計調査部門代表、英国

フィリップ ダンジョウ  
フランスの証券規制当局Autorité des Marchés  
Financiers (AMF) 会計部門元ディレクター、フラ  
ンス

ヤン エングストローム  
Volvoグループ元CFO(最高財務責任者)及びVolvo  
Bus Corporation CEO(最高経営責任者)、スウェ  
ーデン

パトリック フィネガン  
CFA Institute for Financial Market Integrity 財務  
報告ポリシーグループ元ディレクター、米国

アマロ ルイズ デ オリベイラ ゴメス  
ブラジル中央銀行 Financial System Regulationグ  
ループ元代表、ブラジル

プラブハカー カラバチェルラ  
KPMG元監査パートナー、インド

エルケ ケニグ  
Hannover Re グループ 元CFO(最高財務責任者)  
、ドイツ

パトリシア マコーネル  
Bear Stearns & Coにおける株式調査、会計及び税務  
ポリシー分析の元シニア・マネージング・ディレク  
ター、米国

鷺地 隆継  
住友商事株式会社 元グループ長補佐  
日本経団連及び企業会計基準委員会の元ア  
ドバイザー、日本

ポール パクター  
IASB SME(中小規模企業向け会計基準)担当元デ  
ィレクター、Deloitte Touche Tohmatsuグローバル  
IFRS office ディレクター、米国

ダリル スコット  
FirstRand Banking グループ 元CFO(最高財務責任  
者)、南アフリカ

ジョン T スミス  
Deloitte & Touche元パートナー、米国

張 為国  
中国証券監督管理委員会 元首席会計師及び国  
部主任、中華人民共和国

## 世界中のIFRS

2001年以来、およそ120カ国がIFRSの利用を要求又は容認している。残る主要な経済大国は、近い将来、IFRSへのコンバージェンス又は適用するタイムラインを設定した。

### G20各国の現在のIFRSの適用状況

国	上場会社の状況
アルゼンチン	2012年1月1日以降開始事業年度より適用となる。
オーストラリア	2005年より全ての未公開企業及び公開企業の報告に適用している。
ブラジル	2010年12月31日より銀行及び上場会社の連結財務諸表に適用し、2008年1月より個別財務諸表に段階的に適用している。
カナダ	2011年1月1日より全ての上場会社に適用され、非営利組織も含む未公開企業も任意適用可能となる。
中国	中国国内基準が実質的にコンバージェンスされている。
EU	2005年以降、EU加盟国は、EUが認めたIFRSの使用を上場会社に要求している。
フランス	2005年より、EUが認めたIFRSを適用している。
ドイツ	2005年より、EUが認めたIFRSを適用している。
インド	IFRSへのコンバージェンスは将来決定する
インドネシア	コンバージェンス・プロセスが進行中。IFRSに完全に準拠する目標期日の設定が、2012年に行われると予測されている。
イタリア	2005年より、EUが認めたIFRSを適用している。
日本	2010年より国際的な企業は任意適用できる。強制適用の意思決定は2012年と見込まれる
メキシコ	2012年より適用となる。
韓国	2011年より適用となる。
ロシア	銀行とその他の証券発行者に適用している。他の会社は任意適用可能である。
サウジアラビア	上場企業には認められていない。
南アフリカ	2005年より上場企業に適用している。
トルコ	2005年より上場企業に適用している。
イギリス	2005年より、EUが認めたIFRSを適用している。
米国	2007年より外国企業に容認した。2011年がIFRSsと実質的にコンバージェンスする目標期日である。2011年には米国企業へ適用可能かの決定が行われると予想される。

## シニアスタッフ

### IFRS財団

トム サイデンスタイン  
COO (最高執行責任者)

ニコル ウィットン  
編集担当ディレクター

マーク バイアット  
コーポレートコミュニケーション担当ディレクター

ミランダ コルチ  
財務及び資金調達担当ディレクター

ケン クレイトン  
IFRSコンテンツサービス担当ディレクター

オリバー サーベイス  
XBRL活動担当ディレクター

マイク ウェルス  
IFRS教育イニシアチブ担当ディレクター

### 国際会計基準審議会

ピーター クラーク  
調査担当ディレクター

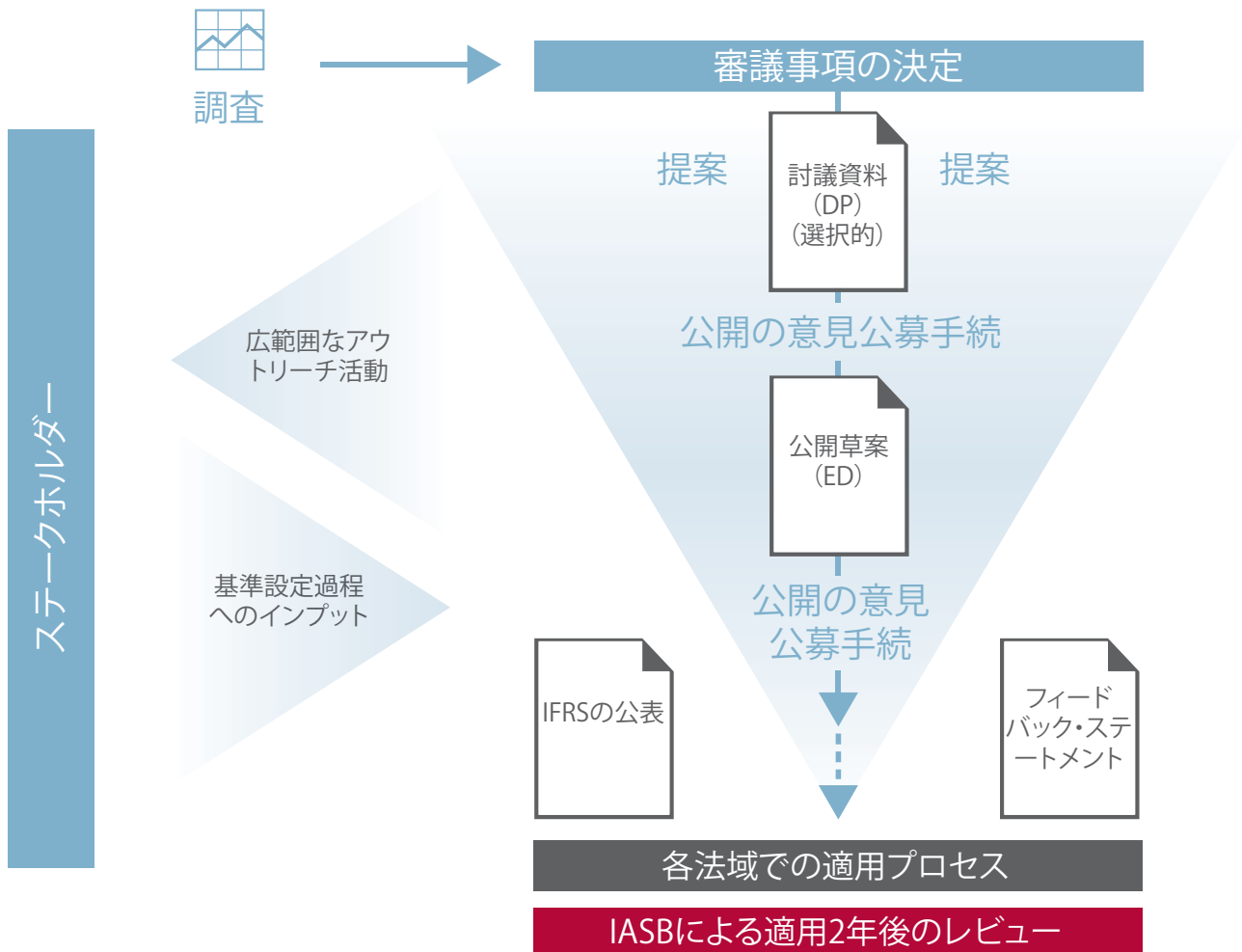
スー ロイド  
資本市場担当ディレクター

マイケル スチュアート  
インプリメンテーション活動担当ディレクター

アラン テイゼリア  
テクニカル活動担当ディレクター

ウェイン アプトン  
国際活動担当ディレクター

## 基準の開発方法



# 資金調達方法

IFRS財団は、独立した基準設定主体であるIASBの活動を支援するための資金を供給する、非営利の民間団体である。

## 原則

### 広範囲な

世界の資本市場からの広範囲な市場参加者が資金を拠出している。

### 強制的な

関係する規制当局からの公式な支援があり、法域内の受益者へ適切な資金負担がなされている。

### 開かれた

組織の独立性をおびやかすような、あらゆる特定の行動には、左右されない。

### 各国固有な

測定のための主要な決定要素としてGDPを利用し、世界の主要な経済大国により比例して負担されている。

## 実務

- 多くの国において、上場及び非上場会社に対して強制的に課金される。

- 直接的及び間接的に多数の団体により資金拠出されている。

## 本部

30 Cannon Street | London, EC4M 6XH | 英国  
Telephone: +44 (0)20 7246 6410 | Fax: +44 (0)20 7246 6411  
Email: info@ifrs.org | Web: www.ifrs.org

## テクニカル活動

IASBは、完全に開かれ、公式のデュー・プロセスを通じた会計基準の開発のため、一般からのコメントを歓迎する。  
IASB又はテクニカルスタッフへのコンタクト先  
Telephone: +44 (0)20 7246 6410 | Email: info@ifrs.org

## コミュニケーション及び対外リレーション

報道関係者の問い合わせ:

マーク バイアット  
コーポレートコミュニケーション担当 ディレクター  
Telephone: +44 (0)20 7246 6472 | Email: mbyatt@ifrs.org

## ソーンジャ ラドゥー

コミュニケーション マネジャー  
Telephone: +44 (0)20 7246 6463 | Email: shorn@ifrs.org

## ビクトリア ブラックバーン

ウェブ エディター  
Telephone: +44 (0)20 7246 6457 | Email: vblackburn@ifrs.org

## 広報

Telephone: +44 (0)20 7332 2730 | Email: publications@ifrs.org

## 教育

Telephone: +44 (0)20 7246 6438 | Email: mwells@ifrs.org

## XBRL

Telephone: +44 (0)20 7246 6927 | Email: oservais@ifrs.org